

令和6年第1回（3月）定例会

【追加】議案参考資料

【単行議案】

議第 39 号	監査委員の選任について ······	1P
議第 40 号	宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 について ······	2P
議第 41 号	宮津市市税条例の一部改正について ······	4P

議案参考資料
令和6年3月定例会

議第39号	監査委員の選任について	区分	人事案件
-------	-------------	----	------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び本市条例により、監査委員は、識見を有する者及び議員から、市長が議会の同意を得て選任することとされている。

今回、3月31日に中村委員（識見を有する者）の任期が満了するため、同法第196条第1項の規定により、後任者の選任について議会の同意を求めるもの。

◆選任予定者

氏名	生年月日	住所	任期
尾崎 吉晃	昭和31年7月26日	宮津市宇須津 149番地の6	令和6.4.1（予定）～ 令和10.3.31

◆参考（現任者）

氏名	選任区分	現任期
中村 明昌	識見を有する者	令和2.4.1～令和6.3.31
松本 隆	議員選出	令和4.7.20～ 令和8.7.9（議員任期）

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
テーマ別戦略	—

【政策等の背景・提案までの経過】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～6 （略）

○宮津市監査委員条例（昭和39年条例第20号）

第1条 本市の監査委員の定数は、2人とする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

総務課 職員係（45-1603）

添付資料

議案参考資料

令和6年3月定例会

議第40号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

健康診査等に係る医師報酬について、京都府の同種事業の報酬単価が改定となったことから、本市の報酬単価についても、京都府単価に準じて増額改定するもの。

◆提案の概要

- 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師の報酬額の改定
 - ・日額 28,100円 → 28,200円

◆施行日

令和6年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

【当該医師報酬単価の推移】

- ・平成31（令和元）年度～令和5年度 28,100円
- ・平成30年度 28,000円
- ・平成19年度～平成29年度 27,800円

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- 改定に係る報酬増額見込み 6千円
※従事予定日数約60日

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

担当課・係

総務課 職員係 (45-1603)

添付資料

・新旧対照表

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）																
(報酬) 第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。	(報酬) 第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(37) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師</td><td>日額 <u>28,100円</u></td></tr> <tr> <td>(39)～(62) (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	(1)～(37) (略)	(略)	(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 <u>28,100円</u>	(39)～(62) (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(37) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師</td><td>日額 <u>28,200円</u></td></tr> <tr> <td>(39)～(62) (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	(1)～(37) (略)	(略)	(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 <u>28,200円</u>	(39)～(62) (略)	(略)
区分	報酬の額																
(1)～(37) (略)	(略)																
(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 <u>28,100円</u>																
(39)～(62) (略)	(略)																
区分	報酬の額																
(1)～(37) (略)	(略)																
(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 <u>28,200円</u>																
(39)～(62) (略)	(略)																

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案参考資料

令和6年3月定例会

議第41号

宮津市市税条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和6年1月に発生した能登半島地震災害による被災者の負担軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律(令和6年法律第2号)等が令和6年2月21日付けで公布・施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

1 個人市民税（雑損控除の特例）

・今般の災害により住宅や家財等の資産について、甚大な被害が生じております。かつ、発災日が1月1日と令和6年度分の個人市民税の課税期間に極めて近接していることから、令和6年度分の個人市民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象にできる特例を設けるもの

雑損控除	通常	特例（今回追加）
能登半島地震による損失 (令和6年1月1日発生)	令和7年度分	⇒ 令和6年度分

【対象者（資産の所有者）】

- ・納税義務者
- ・納税義務者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が48万円以下の方

【対象資産】

- ・日常生活上必要な住宅や家財等
 - ※棚卸資産、事業用固定資産等、または生活に通常必要でない資産を除く
- 2 その他条文整理 引用条項のずれによる改正

◆施行日

1、2…公布の日

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・令和6年2月21日 地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第34号）公布・施行

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
----------	---

テーマ別戦略	—
--------	---

担当課・係

税務・国保課税務係（45-1612）

添付資料

・新旧対照表

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
附 則	<p>附 則</p> <p><u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p><u>第2条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第35条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第35条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の</u></p>

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第37条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。